

障害や特殊な病気があるかたのために

身体障害者手帳と診断書料補助

間 障害福祉課 ☎7167-1136 FAX 7167-0294

各種支援を受ける場合や税金の減免、鉄道運賃の割引など を受けるときに必要になります。

【交付の手続き】

- ①所定の申請用紙
- ②指定医師の診断書(障害福祉課で配布)
- ③写真1枚(縦4cm×横3cm)
- ④印鑑を持って、障害福祉課へ

【診断書料補助】

診断書料は、5,000円を限度に補助します。医療機関が発 行した領収書、預金通帳、印鑑を持って、障害福祉課へ。

療育手帳

間 障害福祉課 ☎7167-1136 FAX 7167-0294

知的障害のあるかたが一貫した相談や指導、さまざまな支 援を受けるために「療育手帳」が交付されます。手続きは、 障害福祉課にある所定の申請書で行ってください。

精神障害者保健福祉手帳と診断書料補助

問 障害福祉課 ☎7167-1136 FAX 7167-0294

長期にわたり日常生活または社会生活への制約がある精 神障害のかたを対象に、「精神障害者保健福祉手帳」の交付 申請を受け付けています。

【交付の手続き】

- ①所定の申請用紙
- ②所定の医師の診断書 (障害福祉課で配布)、または精神障害 を支給事由とする年金証書の写しと直近の年金振込通知書
- ③写真1枚(縦4cm×横3cm)
- ④印鑑を持って、障害福祉課へ

【診断書料補助】

診断書料は5.000円を限度に補助します。医療機関が発行 した領収書、預金通帳、印鑑を持って、障害福祉課へ。

障害児福祉手当

間 障害福祉課 ☎7167-1136 FAX 7167-0294

【対 象】精神か身体に重度の障害があるため、日常生活 での介護を常に必要とする20歳未満の障害児 (施設に入所しているかたを除く)

【金 額】月額17,790円(市独自の手当3,000円を含む) ※所得制限あり

【申し込み】所定の診断書(身体障害者手帳か療育手帳で代 用できる場合あり)、障害児本人の預金通帳と印 鑑を持って、障害福祉課へ

【その他】必要に応じて「戸籍謄本」「住民票の写し」「所得 証明書」を提出する必要があります

特別障害者手当

問 障害福祉課 ☎7167-1136 FAX 7167-0294

象】精神か身体に著しく重度の障害があるため、日 常生活で特別な介護を常に必要とする20歳以上 の障害者(施設に入所しているかた、3カ月以上 病院に入院しているかたを除く)

【金 額】月額30,200円(市独自の手当3,000円を含む) ※所得制限あり

【申し込み】所定の診断書(身体障害者手帳か療育手帳で代 用できる場合あり)、年金証書(年金を受給して いるかた)、年金支払通知書、障害者本人の預金 通帳と印鑑を持って、障害福祉課へ

【その他】必要に応じて「戸籍謄本」「住民票の写し」「所得 証明書を提出する必要があります

福祉手当

問 障害福祉課 ☎7167-1136 FAX 7167-0294

象】①施設に入所していない障害児(20歳未満のか た)のうち、重度の身体障害児(1級・2級) と知的障害児(A、Aの1、Aの2)

- ②施設に入所していない中度の身体障害児(3) 級・4級)と知的障害児(Bの1)
- ③施設に入所していない障害者(20歳以上のか た)のうち、身体障害者(1級・2級)と精神 障害者保健福祉手帳1級のかたと知的障害者 (Bの1)
- ④在宅寝たきり(寝たきり症状が6カ月以上続 いており、介添えがなければ日常生活におい て自用を満たすことが著しく困難な状態)で 65歳未満の身体障害者(1級・2級)か、在宅 の知的障害者(Aの1、Aの2、A、Aの1、A の2) で介護保険の給付を受けていないかた

【金 額】①=月額14,500円②=月額13,000円 ③=月額11,000円 ④=月額12,500円

【申し込み】身体障害者手帳または療育手帳、精神障害者保 健福祉手帳、障害者本人の預金通帳と印鑑を 持って、障害福祉課へ。なお、④の対象者の内、 在宅寝たきりのかたについては医師の診断書が 必要です

エリアマップ7図 D-3

リフォーム、増改築、新築に至るまですべてお任せください 株式会社千田工務店

住まわれる方、お一人おひとりのことを考えた住環境の



特別児童扶養手当

間 障害福祉課 ☎7167-1136 FAX 7167-0294

【対 象】療育手帳が⑥、A、B程度か、身体障害者手帳1 ~3級か4級の一部、その他日常生活に介護を必 要とする障害のある20歳未満の在宅障害児を扶 養しているかた※所得制限あり

【申し込み】戸籍謄本、住民票、所定の診断書(身体障害者手帳・療育手帳の確認に代えられる場合あり)、請求者名義の預金通帳、印鑑を持って障害福祉課へ

心身障害者扶養年金

間 障害福祉課 ☎7167-1136 FAX 7167-0294

【対 象】次に掲げる障害児(者)を扶養している保護者で 健康な65歳未満のかた

- ①身体障害者手帳1~3級までの所持者
- ②療育手帳所持者
- ③精神障害者保健福祉手帳1・2級の所持者
- ④上記と同程度と認められる障害があるかた

【内 容】毎月掛け金を納めると、加入者に万一のことが あった場合、障害があるかたに一定の年金が支 払われます

特定疾病療養者見舞金

間 障害福祉課 ☎7167-1136 FAX 7167-0294

千葉県の特定医療費(指定難病)受給者証、特定疾患医療費受給者証か柏市小児慢性特定疾病医療受給者証の交付を受けていて、当該年度の1月1日までに登録申請をし、1月1日に市内の住民基本台帳に登録されているかたに、お見舞金を支給します。

【金額】一律年額30,000円

【申し込み】預金通帳、印鑑、千葉県の特定医療費(指定難病)受給者証、特定疾患医療費受給者証または 柏市小児慢性特定疾病医療受給者証を持って、 障害福祉課へ

指定難病医療費助成制度 特定疾患治療研究事業

間 保健所保健予防課 ☎7167-1254 FAX 7167-1732

千葉県では、対象となる一部の難病について、医療費助成が受けられます。

【指定難病】難病の患者に対する医療等に関する法律で定め た333の指定難病が対象

【特定疾病】指定難病以外の疾患で、治療が極めて困難で重 症度の高い4疾患が対象

小児慢性特定疾病医療支援事業

間保健所地域保健課 ☎7167-1257 FAX 7167-1732

【対 象】小児慢性特定疾病の国基準に該当する18歳未満の子ども(16疾患群762疾病)

【内 容】特定慢性疾病の子どもが適切な医療を受けながら健やかに成長できるよう、その治療費用(医療保険自己負担分)の一部を助成しています

先天性血液凝固因子障害等治療研究事業

問保健所保健予防課 ☎7167-1254 FAX 7167-1732

先天性血液凝固因子障害等患者のかたは、治療に掛かる医療保険などの自己負担分の助成が受けられます。

肝炎治療特別促進事業

間保健所保健予防課 ☎7167-1254 FAX 7167-1732

千葉県では、B型やC型肝炎ウイルスの除去を目的として 行うインターフェロン治療、インターフェロンフリー治療、 核酸アナログ製剤治療への公費による助成制度が受けられ ます。

肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業

□ 保健所保健予防課 ☎7167-1254 FAX 7167-1732

千葉県では、B型やC型肝炎ウイルスに起因する肝がん・ 重度肝硬変(非代償性肝硬変)の入院医療費について、公費 による助成が受けられます。

難病相談

□ 保健所保健予防課 ☎7167-1254 FAX 7167-1732

難病患者とそのご家族を対象に、療養生活等の相談・支援 を行っています。

東葛北部地域難病相談支援センター

閲 東葛北部地域難病相談支援センター (東京慈恵会医科大学附属柏病院) ☎7167-9681

難病患者とその家族の相談支援、難病に関する情報提供を 行っています。

75

障害福祉サービス事業施設等通所者交通費助成

間 障害福祉課 ☎7167-1136 FAX 7167-0294

障害福祉サービス事業施設や地域活動支援センターに通 所している障害者の通所に掛かる費用を助成します(助成額 には限度額があります)。

被爆者援護事業

問 社会福祉課 ☎7167-1131 FAX 7164-3917

被爆者健康手帳の交付申請・原爆症の認定申請・健康管 理手当等の各種原爆被爆者手当の申請・医療費の支給に係 る申請など被爆者援護事業の受け付けをしています。また、 健康診断を実施しています。

被爆者健康管理見舞金

問 社会福祉課 ☎7167-1131 FAX 7164-3917

「被爆者健康手帳」を持っていて、8月1日に市内の住民基 本台帳に登録され、被爆者健康管理見舞金を申請し認定され たかたへ、各年度ごとに支給します。

重度心身障害者医療費の助成

間障害福祉課 ☎7167-1136 FAX 7167-0294

象】身体障害者手帳1級・2級か療育手帳A、Aの1、 ④の2、Aの1、Aの2のかた(平成27年8月以 降に新たに障害者手帳を交付された65歳以上の かたを除く)で同一健康保険加入者等の当該年 度の市民税所得割額の合計額が23万5千円未満 のかた(例外として所得制限なく助成の対象と なる場合があります)

【自己負担額】通院・入院=1回300円か無料 調剤=無料

【申し込み】身体障害者手帳または療育手帳、健康保険証、課 税(非課税)証明書、預金通帳、印鑑を持って、 障害福祉課へ

精神障害者入院医療費の助成

閲 障害福祉課 ☎7167-1136 FAX 7167-0294

象】精神疾患で入院しているかたで、次に該当する 【対 かた (※)

> 本人とその家族等が、入院前の時点でともに1 年以上市内に居住し、市の住民基本台帳に登録 され、市民税の所得割額が16万円未満

> (※) アルコール・薬物等の急性中毒・依存症、 知的障害、認知症の入院は除きます。親権 者・配偶者以外の家族等が本人と同居し ている場合は、家族等の市民税所得割額が 16 万円未満

【助 成 額】医療費(保険診療分)の最終的な自己負担額の2 分の1※申請した月分から助成

【申し込み】病名と入院日・入院加療中と記載された診断書、 預金通帳、健康保険証、印鑑を持って、障害福祉

自立支援医療

問 障害福祉課 ☎7167-1136 FAX 7167-0294

次の公費負担医療制度を利用したいかたは、申請手続きが 必要となります。

- ・医療費は、保険診療分の自己負担が1割となりますが、一 定所得以上のかたは、対象外となる場合があります
- ・さらに疾病の状態や所得に応じて、負担の軽減措置が取ら れます

■自立支援医療

18歳以上のかたで、視覚、聴覚、音声・言語機能、 肢体不自由、心臓機能、腎臓機能、肝臓機能、小 腸機能、そしゃく機能、免疫機能のいずれかの身 更生医療 体障害者手帳の交付を受けたかたで、医療により その障害を取り除くあるいは軽減できると判断 されたかた 通院により継続して精神疾患の治療を受けてい 精神通院医療 るかた

育成医療

18歳未満のかたで、現存する疾患を放置すると、 将来において視覚、聴覚・平衡機能、音声・言語 機能、肢体不自由、そしゃく機能、免疫機能、心 臓機能、腎臓機能、肝臓機能、その他の内臓機能 障害のいずれかを残す場合に、医療によりほぼ正 常と変わりない機能を回復できると判断された かた

一時介護委託料の助成

問 障害福祉課 ☎7167-1136 FAX 7167-0294

障害者(児)を家庭で介護しているかたが、病気・介護疲 れなどの理由で、介護を一時的に委託した場合に支払った介 護料金の助成が受けられます(事前の登録が必要)。

【助 成 額】1日5時間未満の場合は2,500円まで 1日5時間以上の場合は5,000円まで

【助成の範囲】1回に連続7日を限度とし、年間50,000円が

【申し込み】身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福 祉手帳のいずれか、預金通帳、印鑑を持って、障 害福祉課へ

エリアマップ7図 D-3

リフォーム、増改築、新築に至るまですべてお任せください 株式会社千田工務店

住まわれる方、お一人おひとりのことを考えた住環境の

- ■柏市布施248-5 TEL:04-7132-5138



補装具費・日常生活用具費の助成

間 障害福祉課 ☎7167-1136 FAX 7167-0294

補装具の購入や修理、日常生活に必要な用具の購入に要し た費用を助成します。

※対象となる品目は、障害の種類や等級などにより助成金 額・耐用年数が異なるため注意を

配食サービス費助成

間 障害福祉課 ☎7167-1136 FAX 7167-0294

象】障害者手帳の交付を受けている65歳未満のかた 【対 で嚥下(えんげ)食による食事摂取が必要なか た※所得制限あり

容】市が指定した業者によるお弁当配達利用時にそ 【内 の費用の一部を助成します※嚥下(えんげ)食 (ミキサー食、ムース食など) に限る

【自己負担額】一食当たり500円

介護用品(紙おむつ等)の給付

間 障害福祉課 ☎7167-1136 FAX 7167-0294

身体障害者手帳1級または2級の65歳未満のかたで常時 紙おむつを使用しているかたに、毎月紙おむつ等を支給しま す※所得制限あり

理髪費用助成

間 障害福祉課 ☎7167-1136 FAX 7167-0294

寝たきりの身体障害者手帳1級の65歳未満のかたに、訪 問により理髪サービスを受けるときの出張料を年4回を限度 に助成します※所得制限あり

緊急通報装置の貸与

問 障害福祉課 ☎7167-1136 FAX 7167-0294

身体障害者手帳1級または2級の一人暮らしの65歳未満 のかたなどに、「緊急通報装置」を貸与設置します※所得制 限あり

寝具の乾燥消毒

問 障害福祉課 ☎7167-1136 FAX 7167-0294

65歳未満の独居または世帯員全てが心身障害者の世帯の ために、寝具乾燥車が月1回巡回し、布団など寝具の乾燥消 毒を行います※所得制限あり

NHK放送受信料の減免

問 障害福祉課 ☎7167-1136 FAX 7167-0294 NHK船橋営業センター ☎047-435-8100

対象者	減免金額
次に掲げるかたが、世帯主で、契約者でもある場合 ・視覚障害者、聴覚障害者、身体障害者1・2級のかた ・精神障害者保健福祉手帳1級のかた ・療育手帳@の1、@の2、@、Aの1、Aの2のかた	半額
身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳 をお持ちのかたがいる世帯で、世帯員全員が市民税非 課税の世帯	全額

【申し込み】障害福祉課にある所定の申請書に証明を受けた 後、NHK船橋営業センターへ

盲ろう者向け通訳・介助員派遣

問 千葉盲ろう者友の会 ☎·FAX 043-242-9258

盲ろう者(視覚と聴覚の重複障害者)のコミュニケーショ ンの円滑化を図るため、通訳・介助員の派遣をします。

象】視覚または聴覚の障害程度が4級以上で、視覚と 聴覚との重複による障害程度が2級以上のかた

【申し込み】千葉盲ろう者友の会へ。盲ろう者向け通訳・介 助員派遣登録の手続き完了後、派遣申請となり ます

手話通訳者・要約筆記者

問 障害福祉課 ☎7167-1136 FAX 7167-0294

聴覚または音声、言語に障害のあるかたのコミュニケー ションの円滑化を図るため、手話通訳者や要約筆記者の派遣 をします。

【申し込み】希望するかたは、障害福祉課へ電話またはファ クスで

【市役所で】障害福祉課には手話通訳者がいます。市役所内 でお困りのときはご利用ください 月~金曜日 午前8時30分~午後5時15分

声の広報

問 障害福祉課 ☎7167-1136 FAX 7167-0294

視覚障害者に「広報かしわ」(月2回発行) などを音訳し郵 送しています。

点字広報

間 障害福祉課 ☎7167-1136 FAX 7167-0294

視覚障害者に「広報かしわ」(月2回発行)などを点訳し郵 送しています。

福祉タクシー (寝台車)

間 障害福祉課 ☎7167-1136 FAX 7167-0294

象】身体障害者手帳1級・2級で、居宅で常に床につ 【対 いていて、常時介護を必要とし、寝台車によら なければ移動することが困難なかた(65歳未満) ※所得制限あり

容】医療機関への受診時の送迎費の一部を助成します 【内 ※助成限度額あり

【申し込み】障害福祉課へ

福祉タクシー

間 障害福祉課 ☎7167-1136 FAX 7167-0294

象】身体障害者手帳で第一種と認定されたかた(聴 【対 覚障害者を除く)と、療育手帳でAの1~Aの 2と判定されたかた、精神障害者保健福祉手帳1 級の交付を受けているかた

> ※心身障害者用自動車燃料費の助成制度を利用 しているかた、施設入所や長期入院は対象外

【内 容】福祉タクシー利用券を利用すると、タクシー乗 車1回につき初乗り料金分を助成します。市民 税所得割額によって、助成枚数が異なります。

【申し込み】身体障害者手帳または療育手帳または精神障害 者保健福祉手帳と印鑑を持って、障害福祉課へ

障害福祉サービス・障害児通所支援

間 障害福祉課 ☎7167-1136 FAX 7167-0294

身体障害・知的障害・精神障害者・指定難病のかたで、次 のサービスを利用するためには、申請手続きが必要となりま す。

- ・サービスの利用に当たっては、市民税の課税状況により、 自己負担がある場合があります
- ・施設でのサービスを利用する場合は、実費(食費・光熱水 費)も自己負担となります
- ・上記の自己負担は所得に応じて、個別の減免措置があり、 上限額が設定されます。利用希望者は障害福祉課へお問い 合わせください

■障害福祉サービス

介護給付

- ・居宅介護 (ホームヘルプ)・重度訪問介護・同行援護
- ・行動援護・療養介護・生活介護

- ・短期入所(ショートステイ)・重度障害者等包括支 揺
- ・施設入所支援

訓練等給付

- ・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援
- ・共同生活援助(グループホーム)

■障害児通所支援

障害児 通所支援

- ·児童発達支援·医療型児童発達支援
- ・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援

地域生活支援サービス事業

問 障害福祉課 ☎7167-1136 FAX 7167-0294

■移動支援

重度の下肢障害、体幹機能障害、移動機能障害、知的障害 者、精神障害者保健福祉手帳1級・2級で屋外での移動が困 難なかたの外出を支援します。

■日中一時支援

障害者(児)・指定難病のかたを介護しているかたが、一時 的に介護できない場合に、施設などで日中預かりやデイサー ビスなどの支援を行います。

■訪問入浴サービス

家族などによる介護では入浴できない、寝たきりの重度 障害者のために、週1回を限度に訪問入浴車を派遣していま す。

■地域活動支援センター

障害者・指定難病のかたが通所し、創作的活動や生産活動 を行い、地域との交流を促進します。

【利用料】原則1割負担

【申し込み】障害福祉課で申請後、受給者証を交付

柏市中途視覚障害者自立更生支援事業

問 障害福祉課 ☎7167-1136 FAX 7167-0294

中途視覚障害者の自立を支援し、社会参加を促進するため の支援事業です。

- 象】市内在住で、18歳以上の中途視覚障害者で次の 要件に該当するかた
 - ①在宅生活を送っているかた
 - ②身体障害者手帳(視覚障害)を持っているか
- 【内 容】日常生活技術支援、移動・歩行支援、コミュニ ケーション支援など

エリアマップ7図 D-3

リフォーム、増改築、新築に至るまですべてお任せください

株式会社千田工務店

住まわれる方、お一人おひとりのことを考えた住環境の

- ■柏市布施248-5
- 単估IT 析施と48-5 TEL: (04-7132-5138 ■URL: http://www.chida-k.co.jp/ ■業務内容:建築業・新築・リフォーム、リフォームローン取り扱い店、エコポイント相談、介護保険、住宅改修相談・工事

有料道路通行料の割引

間 障害福祉課 ☎7167-1136 FAX 7167-0294

象】身体障害者手帳・療育手帳を持つかた※第二種 障害者は本人の運転が条件

【申し込み】身体障害者手帳か療育手帳・車検証・運転免許 証(本人が運転する場合)を持って、障害福祉 課へ。ETC割引を利用する場合は、障害者本人 名義(未成年の場合は親権者)のETCカードと、 ETC車載器の管理番号(セットアップ申込書・ 証明書など)を確認できるものが必要です

心身障害者用自動車燃料費の助成

問 障害福祉課 ☎7167-1136 FAX 7167-0294

【対 象】(本人が運転)

> 身体障害者手帳第一種、身体障害者手帳1~3 級・下肢4~6級・体幹5級、精神障害者保健福 祉手帳1級のかた

(同一世帯の家族が運転)

身体障害者手帳第一種、療育手帳Aの1、Aの 2、Aの1、Aの2、精神障害者保健福祉手帳1級 のかた

※福祉タクシー利用券を使用しているかた、施 設入所や長期入院を除く

【助成内容】障害者本人かその家族が障害者のために使う自 動車の燃料費の一部(税相当分)。市民税所得割 額によって助成額が異なります

【申し込み】身体障害者手帳または療育手帳、精神障害者保 健福祉手帳、運転免許証、車検証、印鑑を持っ て、障害福祉課へ

自動車税・軽自動車税・自動車取得税の減免

間 柏県税事務所 ☎7147-1231 FAX 7147-8749

軽白動車税

問 市民税課 ☎7168-1612 FAX 7167-3203

象】身体障害者手帳・戦傷病者手帳・療育手帳の交 付を受け、特定の障害について一定の級・重度 の障害に該当するかた。精神障害者保健福祉手 帳(1級)の交付を受けているかた

【減免内容】障害者本人か障害者と生計を同一にするかたが 障害者のために使用する自動車について自動車 税または軽自動車税(重複は不可)、自動車取得 税が減免となります

【申請方法】自動車税・自動車取得税は柏県税事務所、軽自 動車税は市民税課にお問い合わせください

自動車運転免許取得助成

問 障害福祉課 ☎7167-1136 FAX 7167-0294

身体障害者が、就労などで自動車の運転免許を取得する場 合に、費用の一部を助成します。

象】身体障害者手帳1~4級の交付を受けているかた

【助成額】費用の3分の2%限度額10万円

【申し込み】事前に障害福祉課へ

自動車改造費の助成

問 障害福祉課 ☎7167-1136 FAX 7167-0294

身体障害者が、就労などで自ら運転する自動車の操行装置 や駆動装置などを改造する場合に、費用を助成します。

象】身体障害者手帳で上肢・下肢または体幹機能障 害の1~3級のかた※所得制限あり

【助成額】限度額10万円

【申し込み】事前に障害福祉課へ

車いすの貸し出し

👨 柏市社会福祉協議会 (いきいきプラザ) ☎7165-0880 FAX 7165-1355 沼南社会福祉センター ☎7193-2941 FAX 7193-3161 柏寿荘 公7131-9511 FAX 7132-3440 南部老人福祉センター「かたくりの里」 ☎7176-6151 FAX 7176-6152

象】緊急一時的に在宅で使用するための車いすを必 要とするかた

【貸出期間】3カ月まで

【使用料】無料





柏市社会福祉協議会

間 柏市社会福祉協議会総務課 ☎7163-9000 FAX 7163-9300

柏市社会福祉協議会は、地域の住民や社会福祉法人に加え ボランティア団体等社会福祉に関する活動を行うかたの協 働により、「共に支え合う地域社会づくり」の推進役として、 さまざまな事業に取り組んでいます。

施設・課名	所在地
介護予防センターいきいきプラザ (総務課・地域福祉課・相談支援課)	柏5-11-8
沼南社会福祉センター(総務課・相談支援課)	風早1-2-2
介護予防センターほのぼのプラザますお (地域福祉課)	加賀3-16-8

問 地域いきいきセンター

身近な福祉の相談窓口として市内5カ所に「地域いきいきセンター」を設置しています。相談だけでなく、支え合いによる地域づくりを支援します。

※時間はいずれも午前10時~午後4時

地区	所在地	開設日	電話
風早南部	高柳近隣センター内	月・水・木	7160-6511
松葉町	松葉近隣センター内	月・木・金	7136-8555
光ケ丘	光ケ丘近隣センター内	火・木・金	7128-9381
豊四季台	豊四季台近隣センター内	火・水・土	7128-7110
富勢	布施近隣センター内	火・水・金	7128-9871

◎ 高齢者のために

敬老祝金

問 高齢者支援課 ☎7168-1996 FAX 7167-1282

【対 象】4月1日現在、市内に居住し、住民登録をしているかたで、100歳の年齢に達し、9月1日現在も居住しているかた(対象者の年齢は、4月1日から翌年3月31日に該当年齢に達するかた)

【祝 金】30,000円

【申し込み】対象者には、市から申請書が郵送されます。必要 事項を記入の上、高齢者支援課へ申請してくだ さい

後期高齢者医療制度

- □ 保険年金課 ☎7191-2594 FAX 7167-8103
- □ 千葉県後期高齢者医療広域連合 ☎043-308-6768 FAX 043-206-0085

【開始の日】75歳の誕生日から

【一定の障害があるかた】

満65~74歳で、身体障害者手帳1~3級か4級の一部に該当する障害や精神障害者保健福祉手帳1級・2級に該当するかたは申請により認定後、後期高齢者医療制度の対象になります。

【保険料の計算方法】

均等割額(加入者が等しく負担するもの)と所得割額(加入者の前年の所得に応じて負担するもの)を合計して、個人単位で計算します。

【保険料の納付方法】

年金からの天引き(特別徴収)と、納付書や口座振替での 納付(普通徴収)があります。

後期高齢者医療制度の給付

- 間 保険年金課 ☎7191-2594 FAX 7167-8103
- □ 千葉県後期高齢者医療広域連合☎043-216-5013 FAX 043-206-0085

後期高齢者医療制度のかたが医療機関の窓口で支払う一部負担金は、所得に応じて1割か3割になります。

【葬祭費の支給】

被保険者が死亡したとき、申請により葬祭を行ったかたに50,000円が支給されます。

■申請に必要なもの

被保険者証、喪主の認印、喪主名義の預金通帳、喪主を証する書類(会葬礼状、葬儀費用の領収書等)

【高額療養費】

保険診療の医療費が1カ月の自己負担限度額を超えた場合は、申請により超えた額を高額療養費として支給します。該当するかたには診療月の約3カ月後に申請用紙を送ります。

高額医療・高額介護合算療養費制度

- 間保険年金課 ☎7191-2594 FAX 7167-8103
- □ 千葉県後期高齢者医療広域連合☎043-216-5013 FAX 043-206-0085

医療費が高額になった世帯に介護保険の受給者がいる場合、医療保険と介護保険の両方の自己負担を年間で合算し、下記の限度額を超えた場合に支給される高額医療・高額介護合算療養費制度があります。

■合算した場合の限度額(年額・毎年8月~翌年7月)

70歳以上の限度額
212万円
141万円
67万円
56万円
31万円
19万円

※区分について、詳しくは問い合わせを

後期高齢者医療制度に関わる届け出

- 間 保険年金課 ☎7191-2594 FAX 7167-8103
- □ 千葉県後期高齢者医療広域連合☎043-308-6768 FAX 043-206-0085

届け出が必要な場合

- ・県外から転入してきたとき
- ・県外に転出するとき
- ・県内で住所が変わったとき
- ・生活保護を受け始めたとき
- ・後期高齢者医療制度に加入しているかたが亡くなったとき
- ・交通事故でけがをし、後期高齢者医療被保険者証を利用して治療を受けたとき、または治療を受けようとするとき
- ・後期高齢者医療被保険者証を紛失したとき

後期高齢者医療に加入しているかたの 保健事業利用券の交付

問保険年金課 ☎7164-4455 FAX 7164-1263

【対 象】千葉県後期高齢者医療の被保険者で市内在住の かた(保険料に未納がある場合は除く)

【交付の内容】市の指定した施設で「はり等施術事業」と「お口のクリーニング事業」、「運動事業」を受ける場合、料金の一部を助成する利用券を1人8枚(1枚につき1,000円の助成)交付しています

【手 続 き】被保険者証を持参の上、保険年金課、沼南支所、 柏駅前行政サービスセンターまたは各出張所で 申請してください。後日、利用券を郵送します

【はり等施術事業】

はり、きゅう、あんま、マッサージ、指圧。1回につき利用券を1枚使用。自己負担額は各施設により異なります。

【お口のクリーニング事業】

茶渋やタバコのやに等による着色、義歯などの汚れの除去、歯磨き指導等。費用4,000円に対し、1~4枚使用可。差額は自己負担。

【運動事業】

柏市指定の運動施設や運動教室等の利用費を助成。差額は 自己負担。

柏市75歳以上の健康診査

問 保険年金課 ☎7164-4455 FAX 7164-1263

市内在住の千葉県後期高齢者医療の被保険者かたを対象 とした健康診査で、血液検査・尿検査等を行います。対象者 には、受診券を送付します。

地域包括支援センター

問 地域包括支援課 ☎7167-2318 FAX 7167-8381

高齢者などに関する総合相談窓口です。介護保険などのさまざまな福祉サービスの相談と申請手続きなどを受け付けます。最寄りの地域包括支援センターについてはP.104~をご覧ください。

緊急通報システム

問 高齢者支援課 ☎7167-1135 FAX 7167-1282

【対 象】65歳以上の1人暮らしのかた※所得制限あり

【内 容】緊急時に固定回線型装置とペンダントまたは携帯電話型装置から、相談員が待機する受信センターに通報することができます

【利 用 料】自己負担あり

【申し込み】高齢者支援課・地域包括支援センター・沼南支 所窓口サービス課にご相談ください

養護老人ホームへの入所

閲 地域包括支援課 ☎7167-2318 FAX 7167-8381

【対 象】住環境や経済的な事情により自宅で生活することができないかたで、低所得世帯に属している、おおむね65歳以上のかたが生活するための施設です

【申し込み】地域包括支援課・地域包括支援センターにご相 談ください

訪問歯科診療・訪問口腔(くう)衛生指導

問 柏歯科医師会附属歯科介護支援センター☆・FAX 7147-6480

入れ歯やむし歯などで治療が必要で、通院できないかたに 対して訪問診療や口腔ケア指導を行います。なお、初回の訪 問調査は歯科介護支援センターの歯科衛生士が無料でお伺 いします。



かしわ福祉権利擁護センター

間 柏市社会福祉協議会 総合相談・貸付 ☎7163-1234 FAX 7163-9199 福祉サービス利用援助 ☎7165-1144 FAX 7163-9199 成年後見制度 ☎7163-7676 FAX 7163-9199

判断能力に不安を抱える高齢者や障害者などの金銭管理 や福祉サービスの利用手続きの援助などを行います。また、 福祉相談や貸付、成年後見制度の利用相談・支援を行いま す。

生活支援短期宿泊

問 高齢者支援課 ☎7167-1135 FAX 7167-1282

【対 象】65歳以上で、介護認定を受けておらず、おおむ ね自立しているかた

【内 容】体調調整や、ご家族の都合などで家にいることができないときに、短期間老人ホームに宿泊することができます

【利 用 料】有料

【申し込み】高齢者支援課・地域包括支援センター・沼南支 所窓口サービス課へ

有償在宅福祉サービス(さわやかサービス)

間 柏市社会福祉協議会 さわやかサービス ☎7162-2557 FAX 7163-9199 移動サービス ☎7193-2941 FAX 7193-3161

高齢者や障害をお持ちのかたや、産前産後の母親など、日常生活にお困りのかたに、在宅福祉サービスを提供するものです。在宅福祉サービス(別表)は、市民相互の助け合いを基本とする住民参加型の有償サービスです。サービスを提供する協力会員も、サービスを受ける利用会員も、登録をしていただきます。ただし、移動サービスは、柏市社会福祉協議会の職員がサービスを提供します※登録方法や利用方法など、詳しくはさわやかサービスに問い合わせを【年会費】1,200円

■有償在宅福祉サービス(さわやかサービス)

サービスの種類	援助内容	時間	利用料金
生活援助サービス	調理、洗濯、掃除、買い物、産前産後の 家事支援等	カー 月~土曜日 午前7時~午後7時	1時間880円 ※1時間以降30分440円
軽微な介護サービス	外出介助、食事介助、排せつ介助、清拭 見守り等	※日曜日、祝日、年末年始を除く	1時間1,100円 ※1時間以降30分550円
緊急通報サービス	(株) ホームネットの安心ネットワーク を会員価格であっせんします	24 時間 (年中無休)	1カ月当たり4,104円 ※別に機器設置料あり
移動サービス	車いす利用者に福祉車両での通院・買物等の送迎(同乗者が必要)	月〜土曜日 午前9時〜午後5時 ※日曜日、祝日、年末年始を除く	市内片道500円、市外片道600円市外利用の条件あり

家族介護慰労金

問 高齢者支援課 ☎7167-1135 FAX 7167-1282

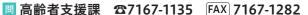
【対 象】介護保険の居宅・施設サービスを利用せず、月の初日から末日まで医療機関に入院(通算7日間以内の入院は除く) をしていない要介護4・要介護5の認定を受けている高齢者と同居し、家庭で介護している家族や家族に準じるかた

【申し込み】対象と思われるかたには3カ月ごとに支給のお知らせと申請書をお送りします。要介護高齢者が加入している健康保険証のコピーを添えて申請してください

【支 給 額】月額8,200円

【その他の慰労金】対象と思われるかたには別途通知します

配食サービス費助成



- 【対 象】要支援・要介護認定を受けているか事業対象者 65歳以上のかたで、嚥下(えんげ)食による食 事摂取が必要なかた※所得制限あり
- 【内 容】市が指定した事業者によるお弁当の配達利用時にその費用の一部を助成します。※嚥下食(ミキサー食、ムース食など)に限る
- 【申し込み】高齢者支援課・地域包括支援センター・沼南支 所窓口サービス課へ

送迎費助成

問 高齢者支援課 ☎7167-1135 FAX 7167-1282

- 【対 象】要介護3以上で65歳以上の寝たきりのかた※所得制限あり
- 【内 容】医療機関受診時の送迎費の一部を助成します。 ※自宅と医療機関相互間で特殊寝台車利用が対象
- 【利 用 料】助成限度額あり(限度額を超えた場合は自己負担)
- 【申し込み】高齢者支援課・地域包括支援センター・沼南支 所窓口サービス課へ

要介護高齢者等住宅改造費補助

問 高齢者支援課 ☎7167-1135 FAX 7167-1282

- 【対 象】要支援・要介護認定を受けているかた※所得制 限あり
- 【内 容】日常生活の中で、既存住宅に改造が必要な場合 に、改造費用の一部を補助します。
- 【申し込み】必ず工事前に高齢者支援課にご相談ください。

介護用品(紙おむつ)の給付

問 高齢者支援課 ☎7167-1135 FAX 7167-1282

- 【対 象】65歳以上の要介護2以上のかたで、常時紙おむ つを使用しているかた※所得制限あり
- 【内 容】紙おむつを配達します※要介護度と世帯の市民 税課税状況により内容変更あり
- 【利用料】無料
- 【申し込み】高齢者支援課・地域包括支援センター・沼南支 所窓口サービス課へ

訪問理髪費助成

問 高齢者支援課 ☎7167-1135 FAX 7167-1282

- 【対 象】65歳以上で要介護認定を受けている寝たきりの かた※所得制限あり
- 【内 容】訪問により、理髪サービスを受けるときの費用 の一部を助成します
- 【申し込み】高齢者支援課・地域包括支援センター・沼南支 所窓口サービス課へ

寝具乾燥消毒

問 高齢者支援課 ☎7167-1135 FAX 7167-1282

- 【対 象】次の全ての要件に該当するかた
 - ①65歳以上で、要支援・要介護認定を受けている、または事業対象者
 - ②世帯全員が寝具の乾燥消毒(布団干し)が困難 ※所得制限あり
- 【内容】月1回自宅にて寝具の乾燥消毒を実施
- 【利用料】無料
- 【申し込み】高齢者支援課・地域包括支援センター・沼南支 所窓口サービス課へ

寝具丸洗い

問 高齢者支援課 ☎7167-1135 FAX 7167-1282

- 【対 象】要支援・要介護認定を受けているか事業対象者 で寝たきりまたは認知症で、失禁症状のある65 歳以上のかた※所得制限あり
- 【内容】年2回まで、寝具を預かり洗濯後返却します
- 【利用料】無料
- 【申し込み】高齢者支援課・地域包括支援センター・沼南支 所窓口サービス課へ



フレイル予防・健康づくり出前講座

間 ほのぼのプラザますお ☎7170-5570 FAX 7171-6611

【対 象】次の全ての要件を満たす団体か立ち上げ準備を している団体

- ①市内に居住するおおむね65歳以上の高齢者を対象として、月1回以上介護予防目的の活動をしている5人以上の団体
- ②虚弱な高齢者も参加できるよう、活動を支えるボランティアなどの人的支援体制が整っていること
- ③介護予防が必要な高齢者の誘い出しと見守りができるよう、地区社協や町会・民生委員児 童委員・健康づくり推進委員など、地域の制度ボランティアと連携して活動していること
- ※営利・宗教・政治活動を目的としている団体 や介護保険法で規定する指定居宅サービス事 業者は対象外

【内 容】介護予防プログラムの提供

【利用料】無料

高齢者肺炎球菌・インフルエンザ予防接種

間 保健所健康増進課 ☎7128-8166 FAX 7164-1263

【対 象】①65歳以上のかた

- ②60歳以上65歳未満で、身体障害者手帳の心臓機能障害1級、腎臓機能障害1級、呼吸器機能障害1級、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害1級のいずれかに該当するかたか相当するかた
- 【内 容】高齢者肺炎球菌については、個別に通知しています。詳しくは、市のホームページを見るかお問い合わせください

ロコモフィットかしわ

間 地域包括支援課 ☎7167-2318 FAX 7167-8381

気軽にロコモティブシンドロームの予防に取り組むことができるよう、近隣センターなどの身近な地域で体操教室を開催しています。

【対 象】市内に居住する65歳以上のかた※各会場ごとに 定員あり

【回数】月2回程度、1クール(5カ月間)9回

【会場】近隣センター、ふるさと会館など

【費 用】無料

【実施時期・申し込み】「広報かしわ」でお知らせします

シニアクラブ

問 柏市シニアクラブ連合会事務局 (南部老人福祉センター内)☎7138-5970

地域福祉活動、研修・教養の向上、社会福祉活動など地域社会づくりを推進するため活動しています。

【対 象 者】市内在住のおおむね60歳以上のかた

借上バス利用費補助事業

問 高齢者支援課 ☎7168-1996 FAX 7167-1282

地域活動に貢献する市内の団体が民間のバスを借上げて、 視察、研修、ボランティアを行う場合に、バス借上料を補助 します。

【利用回数】1団体につき、1年度当たり2回まで

【申し込み】利用する月の3カ月前から受付(申し込み多数の場合は抽選)

【補助金額】1回の利用につき以下のとおり

- ・借上料が40.000円以内の場合、満額補助
- ・借上料が40,000円を超える場合、40,000円+(超えた額×1/2) ※上限は75,000円

柏市シルバー人材センター

□ 柏市シルバー人材センター☎7166-6681 FAX 7163-4150

市内在住の60歳以上のかたで、健康で働く意欲と能力のあるかたに仕事を紹介します。

【入会説明会・手続き】

毎月入会説明会を実施し、説明会終了後に入会手続きを行います。

【申し込み】ご希望のかたは、同センターより資料を送付し ますので、ご連絡ください

【所 在 地】柏下66-1 保健勤労会館2階

【休 業 日】土・日曜日、祝日、年末年始

【仕事内容】家事援助、資格経験を生かした仕事、近隣センター管理、公園管理、駐輪場管理、植木手入れ、除草など

介護保険

介護保険に加入するかた

問 高齢者支援課 ☎7167-1022 FAX 7167-1282

住民登録をしている65歳以上のかたと、 $40\sim64$ 歳のかたで医療保険に加入しているかたが加入者になります。65歳以上のかたは全員に、 $40\sim64$ 歳のかたは申請された場合(健康保険証持参)に、介護保険証を交付します。

こんなときは届け出を

問 高齢者支援課 ☎7167-1022 FAX 7167-1282

次のような場合は、14日以内に必ず高齢者支援課、沼南支 所窓口サービス課、各出張所、柏駅前行政サービスセンター へ届け出てください。

■介護保険の届け出一覧

こんなとき	用意する物	
死亡したとき	ヘ =# /ロ 『	
住所や氏名が変わったとき	介護保険証	
他市区町村で要介護認定を受け、転入したとき	受給資格証明書	
他市町村へ転出するとき(※1)	介護保険証	

(※1) 他市町村の介護保険施設等へ転出するとき、柏市が引き続き保険者になる場合があります

介護サービスの利用の手続き

問 高齢者支援課 ☎7167-1134 FAX 7167-1282

対 象】・40~64歳で、初老期の認知症など、老化が原 因とされる病気(特定疾病)により介護や支援 が必要なかた

> ・65歳以上で、①寝たきりや認知症などで常に 介護を必要とするかた ②家事や身支度など、 日常生活において支援が必要なかた

【申し込み】介護保険サービスを受けるには、要介護認定を受けることが必要です。本人か家族のかたが、高齢者支援課・沼南支所窓口サービス課・地域包括支援センターへ申請してください。なお、65歳以上のかたは介護保険証、40~64歳のかたは健康保険証が必要です。また、事前に介護申請のために診察を受ける必要があります

介護保険料の金額

問 高齢者支援課 ☎7167-1022 FAX 7167-1282

【40~64歳のかた】

加入している健康保険組合等にお問い合わせください。 【65歳以上のかた】

令和元年度の保険料の年額は、別表のとおりです。

■65歳以上の年額保険料(令和元年度)

■ 0.3 成攻.	工07年银床候将(节帕儿牛皮)	
段階	区分	年間 保険料額
第1段階	生活保護受給者のかた・世帯全員が市民 税非課税で課税年金収入額と合計所得 金額の合計が80万円以下のかた	21,840円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で課税年金収 入額と合計所得金額の合計が80万円を 超え120万円以下のかた	31,920円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で課税年金収 入額と合計所得金額の合計が120万円 を超えるかた	45,360円
第4段階	本人が市民税非課税で同じ世帯に市民 税課税者がいて本人の課税年金収入額 と合計所得金額の合計が80万円以下の かた	53,760円
第5段階(基準額)	本人が市民税非課税で同じ世帯に市民 税課税者がいて本人の課税年金収入額 と合計所得金額の合計が80万円を超え るかた	67,200円
第6段階	本人が市民税課税で合計所得金額が 100万円未満のかた	70,560円
第7段階	本人が市民税課税で合計所得金額が 100万円以上150万円未満のかた	73,920円
第8段階	本人が市民税課税で合計所得金額が 150万円以上200万円未満のかた	80,640円
第9段階	本人が市民税課税で合計所得金額が 200万円以上300万円未満のかた	87,360円
第10段階	本人が市民税課税で合計所得金額が 300万円以上400万円未満のかた	97,440円
第11段階	本人が市民税課税で合計所得金額が 400万円以上500万円未満のかた	104,160円
第12段階	本人が市民税課税で合計所得金額が 500万円以上600万円未満のかた	117,600円
第13段階	本人が市民税課税で合計所得金額が 600万円以上700万円未満のかた	124,320円
第14段階	本人が市民税課税で合計所得金額が 700万円以上800万円未満のかた	131,040円
第15段階	本人が市民税課税で合計所得金額が 800万円以上900万円未満のかた	141,120円
第16段階	本人が市民税課税で合計所得金額が 900万円以上1,000万円未満のかた	151,200円
第17段階	本人が市民税課税で合計所得金額が 1,000万円以上1,500万円未満のかた	161,280円
第18段階	本人が市民税課税で合計所得金額が 1,500万円以上のかた	171,360円



問 高齢者支援課 ☎7167-1022 FAX 7167-1282

【方 法】年金が月額15,000円以上のかたは、年金から天 引きされます。天引きできないかたは、納入通 知書で納めてください※口座振替可

【場 所】市内の金融機関、市役所、沼南支所、各出張所・ 柏駅前行政サービスセンター、コンビニエンス ストアなど

【口座振替】預金通帳、届出印と納入通知書を持って、市内の 金融機関の窓口でお申し込みください

介護保険料の減免

問 高齢者支援課 ☎7167-1022 FAX 7167-1282

介護保険料の支払いが困難な場合には、保険料が減免されることがありますので、減免申請書に必要書類を添えて提出 してください。

【対 象】

- ・主たる生計維持者が災害により財産に著しい損害を受けた
- ・主たる生計維持者の死亡、長期入院により収入が著しく減少した
- ・主たる生計維持者の収入が事業の休廃止等により著しく減少した
- ・介護保険料が第1段階(生活保護を除く)、第2段階または 第3段階のかたで生活に困窮している(収入が生活保護基 準の1.3倍程度)など

介護保険サービス

問 高齢者支援課 ☎7167-1135 FAX 7167-1282

介護保険サービスは、要介護度ごとに設定された利用限度額の範囲内で、必要なサービスを組み合わせて利用することができます。なお、サービスを利用するには、ケアプラン(居宅サービス計画)が必要です。

1.居宅サービス

(1) 訪問サービス(介護予防訪問サービス)

訪問介護 (ホームヘルプ)	ホームヘルパーによる身の回りの世話や 生活援助を受ける※介護予防を除く
訪問入浴介護	自宅を訪問する移動入浴車等で、入浴の 介護を受ける
訪問看護	自宅で看護師などから療養上の世話や診 療の補助を受ける
訪問 リハビリテーション	自宅で理学療法士や作業療法士などから リハビリ指導を受ける
居宅療養管理指導	自宅で医師・歯科医師・薬剤師などから療養上の管理・指導を受ける

(2) 通所サービス(介護予防通所サービス)

通所介護 (デイサービス) デイサービスセンターなどで、入浴・食事・機能訓練などを受ける※介護予防を除く

通所リハビリテーション <u>(デイケ</u>ア)

介護老人保健施設や医療機関などで、機 能訓練などを受ける

(3) 短期入所サービス (介護予防短期入所サービス)

短期入所生活介護 (福祉施設へのショートステイ) 短期入所療養介護 (医療施設へのショートステイ)

介護老人保健施設等に短期間 入所し、介護や機能訓練など を受ける

(4) その他(介護予防サービスを含む)

特定施設入居者 生活介護	有料老人ホーム等に入居しているかた が、施設が提供する介護や機能訓練を受 ける
福祉用具貸与(レンタル)	特殊ベッドや車いすなど、日常生活の自立を助けるための福祉用具を借りる ※要介護度により借りることができる品目が異なるため注意を
福祉用具購入費 の支給	入浴補助用具などの福祉用具の購入費の 支給を受ける(必ず福祉用具販売指定事 業所で購入してください)
住宅改修費の支給	手すりの取り付けや段差の解消などの住宅改修費の支給を受ける(着工前の「事前申請」が必要です)
居宅介護支援 (居宅サービス計画の 作成)	ケアマネジャーにケアプランを作成して もらう (費用の自己負担はありません)

※原則として、掛かった費用の1~3割を利用料として負担 ※短期入所サービスは居住費・食費・日常生活費の自己負担あり

ハーブランド介護サービス

ケアプラン作成、介護保険申請代行、在宅生活に関する相談など ☎04-7165-8882

ハーブランド訪問看護ステーション 医療処置、健康観察、生活支援・相談、リハビリテーションなど

204-7164-0088

利用者さまのご希望に添いながら、少しでも自立した生活が送れるよう、私たちがお手伝いいたします

からだ元気治療院かしわ店

健康保険でご自宅や施設で、はり・きゅう・マッサージが受けられます。

☎04-7128-6506

URL: http://www.herbland.co.jp

2. 施設サービス

介護老人福祉施設 (特別養護老人ホー

常時介護が必要で、自宅での日常生活が 困難なかたに、介護、機能訓練、療養上 の世話が受けられる施設

介護老人保健施設 (老人保健施設)

病状の安定したかたに、看護やリハビリ 等の医療ケアと介護を行う施設

※かかった費用の1~3割のほかに、居住費、食費、日常生 活費の自己負担あり(介護老人福祉施設は、原則要介護3 以上のかたが利用)

3.地域密着型サービス(一部介護予防サービスを含む)

定期巡回・随時対応型訪問介護 看護※要支援のかたは、利用不 がら、定期的に自宅へ巡回(必

訪問介護や訪問看護が連携しな 要があれば、24時間対応)

夜間対応型訪問介護 ※要支援のかたは、利用不可

①定期巡回の訪問介護サービス ②利用者の求めに応じた随時の 訪問介護サービス

認知症対応型通所介護 (認知症デイサービス)

認知症対応のデイサービスセン ター等で、入浴・食事・機能訓練 を受ける

小規模多機能型 居宅介護

「通い」を中心として、要介護 者等の容態や希望に応じて随時 「訪問」や「泊まり」を組み合わせ て提供するサービス

認知症对応型共同生活介護 (グループホーム)

認知症高齢者が数人で共同生活 を送りながら、介護や機能訓練 を受ける

地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護(小規模特別養 護老人ホーム: 定員29 人以下) ※要支援のかたは、利用不可

常時介護が必要で、自宅での生 活が困難なかたに、介護、機能 訓練、療養上の世話が受けられ る施設

- ※認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護や認知症 対応型共同生活介護は介護予防サービスを含む(ただし、 介護予防認知症対応型共同生活介護は要支援1のかたは 対象外)
- ※地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は原則要介 護3以上のかたが利用

高額介護サービス費の支給

問 高齢者支援課 ☎7167-1135 FAX 7167-1282

介護保険サービスで支払った1カ月の自己負担額が上限額 を超えたとき、超えた金額を支給します。

特定入所者介護サービス費

問 高齢者支援課 ☎7167-1135 FAX 7167-1282

低所得のかたを対象に、施設サービスや短期入所の居住 費、食費についての負担軽減があります。

社会福祉法人による施設サービス負担額軽減制度

問 高齢者支援課 ☎7167-1135 FAX 7167-1282

この制度を実施している特別養護老人ホーム等に入所さ れているかたで、生計が困難と認められた場合は負担額が軽 減されます。

柏市介護保険居宅サービス利用者負担金助成

問 高齢者支援課 ☎7167-1135 FAX 7167-1282

低所得のかたを対象に、訪問介護等の20種類の居宅サ ビスについて、利用者負担金の一部を助成します。

柏市立介護老人保健施設はみんぐ

問 柏市立介護老人保健施設はみんぐ ☎7134-0660 FAX 7134-5634

病状が安定していて、リハビリテーション中心の医療ケア を必要とするかたが入所する施設です。医学的な管理のもと で、介護やリハビリテーションなどが受けられます。

エリアマップ12図 E-3

社会福祉法人 新柏会

🕯 特別養護老人ホーム 新柏ヴィヴァンホーム

長期入所・ショートステイ・デイサービス・ケアプラン

■柏市中原1815-5 ■TEL:04-7168-5001 ■FAX:04-7168-5002 ■URL:http://www.vivant-home.jp



P あり